



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行

目次 (*については県例規集掲載事項) (取扱課室名) ページ

○ 規則

*164 食品衛生法施行条例施行規則の一部を改正する規則 (食品・生活衛生課)..... 1

規 則

和歌山県規則第164号

食品衛生法施行条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和3年6月1日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

食品衛生法施行条例施行規則の一部を改正する規則

食品衛生法施行条例施行規則 (平成12年和歌山県規則第31号) の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(営業許可申請書)</p> <p>第3条 施行規則第67条の規定による申請書は、別記第1号様式によるものとし、次に掲げる書類を添付しなければならない。</p> <p>(1) 食品衛生責任者の資格を証する書類の写し</p> <p>(2) 施設の構造及び設備を示す図面</p> <p>(3) 施行規則第67条第5号に規定する飲用に適する水を使用する場合にあっては、同号に規定する水質検査の結果を証する書類の写し</p> <p>(4) 施行規則第67条の規定により申請書を提出しようとする者(次項において単に「申請者」という。)が施行規則第67条ただし書の規定の適用を受けることとなる場合にあっては、同条ただし書の規定により法第55条第1項の規定による営業の許可を受けた者(以下「許可営業者」という。)から当該営業を譲り受けたことを証する書面の写し</p> <p>(5) 前4号に掲げるもののほか、知事が必要と認める書類</p> <p>2 申請者が施行規則第67条ただし書の規定の適用を受けることとなる場合にあっては、前項第2号及び第3号に掲げる書類の添付を省略することができる。</p>	<p>(食品営業許可申請書)</p> <p>第3条 施行規則第67条第1項の規定による申請書は、食品営業許可申請書(別記第1号様式)によらなければならない。</p> <p>2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。</p> <p>(1) 施設及び設備の構造を記載した図面及び仕様書</p> <p>(2) 施行規則第67条第1項の規定により申請書を提出しようとする者(次項及び第4項において単に「申請者」という。)が施行規則第67条第1項ただし書の規定の適用を受けることとなる場合にあっては、同項ただし書の規定により法第52条第1項の規定による営業の許可を受けた者から当該営業を譲り受けたことを証する書面の写し</p> <p>3 申請者が施行規則第67条第1項ただし書の規定の適用を受けることとなる場合にあっては、前項第1号に掲げる書類の添付を省略することができる。</p> <p>4 申請者は、次の各号に掲げる場合においては、当該各号に定める書類を第1項の申請書の提出時に提示しなければならない。</p>

3 許可営業者が、営業の許可の有効期間満了に際し引き続き同一の営業の許可を受けようとする場合にあつては別記第1号様式による申請書を、許可の有効期間満了の日の1月前までに提出しなければならない。

4 前項の申請書には、第1項の規定にかかわらず、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- ① 第1項第2号及び第3号に掲げる書類
- ② 現に受けている許可証の写し

(営業届出書)

第4条 施行規則第70条の2の規定による届出書は、別記第1号様式によらなければならない。

2 前項の届出書には、前条第1項第1号に掲げる書類を添付しなければならない。

(許可証の交付)

第5条 条例第4条第1項の規定による許可証は、別記第2号様式によるものとする。

(許可証の再交付)

第6条 条例第4条第2項の規定により許可証の再交付の申請をしようとする者は、別記第3号様式による申請書を営業所の所在地を管轄する保健所長に提出しなければならない。

2 許可証を破損し、又は汚損した許可営業者が前項の申請をする場合には、当該許可証を返納しなければならない。

(許可証の返納の届出)

第7条 条例第5条第3項の規定により届出をしようとする者は、別記第4号様式による届出書を営業所の所在地を管轄する保健所長に提出しなければならない。

(営業者の地位の承継の届出等)

第8条 法第56条第2項(法第57条第2項において準用する場合を含む。)の規定による届出書は、別記第5号様式によらなければならない。

2 許可営業者が前項の届出書を提出する場合は、現に受けている許可証を返納しなければならない。

3 保健所長は、第1項の届出書の提出及び前項の許可証の返納があった場合は、許可証の書換え交付を行うものとする。

(1) 法人である場合 登記事項証明書
(2) 営業の上で水道水以外の水を使用する場合 当該営業許可申請の日前1月以内に行われた条例別表第1第1項第7号イに規定する水質検査の成績書

(3) 法第48条の規定により食品衛生管理者を置かなければならない営業以外の営業を行う場合 食品衛生責任者(自家製ソーセージの調理を行う営業にあつては、自家製ソーセージ食品衛生責任者)の氏名及びその資格を証する書類

(4) 前3号に掲げるもののほか、知事が必要と認める書類

5 施行規則第67条第2項の規定による申請書は、食品営業許可申請書(別記第1号様式)によるものとし、許可の有効期間満了の日の1月前までに提出しなければならない。

6 前項の申請書には、現に受けている次条の許可証を添付し、かつ、水道水以外の水を使用する場合には、当該営業許可申請の日前1月以内に行われた条例別表第1第1項第7号イに規定する水質検査の成績書を提示しなければならない。

(許可証の交付)

第4条 条例第5条第1項の規定による許可証は、食品営業許可証(別記第2号様式)によるものとする。

(許可証の再交付)

第5条 条例第5条第2項の規定により許可証の再交付の申請をしようとする者は、別記第3号様式による申請書を営業所の所在地を管轄する保健所長に提出しなければならない。

2 許可証を破損し、又は汚損した許可営業者が前項の申請をする場合には、当該許可証を返還しなければならない。

(許可証の返納の届出)

第6条 条例第6条第3項の規定により届出をしようとする者は、別記第4号様式による届出書を営業所の所在地を管轄する保健所長に提出しなければならない。

(相続による許可営業者の地位の承継の届出等)

第7条 法第53条第2項の規定による相続による許可営業者の地位の承継の届出は、食品営業許可承継(相続)届出書(別記第5号様式)によらなければならない。

2 前項の届出書を提出する場合は、現に受けている許可証を返還しなければならない。

3 保健所長は、第1項の届出書の提出があった場合は、許可証の書換え交付を行うものとする。

- (変更の届出)
- 第9条 施行規則第71条の規定により届出をしようとする者は、別記第6号様式による届出書を同条に規定する事項に変更があった日から10日以内に提出しなければならない。
- 2 前項の届出書には、第3条第1項第1号から第3号に掲げる書類のうち当該変更に係る書類を添付しなければならない。
- 3 許可業者が第1項の届出(施行規則第67条第1号及び第2号に掲げる事項の変更に係るものに限る。)をする場合は、現に受けている許可証を返納しなければならない。
- 4 保健所長は、第1項の届出書の提出及び前項の許可証の返納があった場合は、許可証の書換え交付を行うものとする。

- (廃業の届出)
- 第10条 施行規則第71条の2の規定により届出をしようとする者は、別記第7号様式による届出書を提出しなければならない。

- (検査の申請)
- 第11条 施行規則第28条第1項の規定による申請書は、別記第8号様式によらなければならない。

- (食品衛生管理者)
- 第12条 施行規則第49条第1項の規定による届出書は、別記第9号様式によらなければならない。

- (合併又は分割による許可業者の地位の承継の届出等)
- 第8条 法第53条第2項の規定による合併又は分割による許可業者の地位の承継の届出は、次に掲げる書類により行なわなければならない。
- (1) 食品営業許可承継(合併)届出書(別記第6号様式)
- (2) 食品営業許可承継(分割)届出書(別記第6号様式の2)
- 2 前項の届出書を提出する場合は、現に受けている許可証を返還しなければならない。
- 3 保健所長は、第1項の届出書の提出があった場合は、許可証の書換え交付を行うものとする。

- (許可申請事項の変更の届出)
- 第9条 施行規則第71条の規定により届出をしようとする許可業者は、別記第7号様式による届出書を許可申請事項を変更した日から10日以内に提出しなければならない。
- 2 許可証の記載事項に変更があった場合は、前項の届出に併せて、現に受けている許可証を返還しなければならない。
- 3 保健所長は、第1項の届出書及び前項の許可証の提出があった場合は、許可証の書換え交付を行うものとする。

- (営業の廃止又は休業(再開)の届出)
- 第10条 条例第8条第1項の規定により届出をしようとする者は、別記第8号様式による届出書を営業所の所在地を管轄する保健所長に提出しなければならない。
- 2 条例第8条第3項又は第4項の規定により届出をしようとする者は、別記第9号様式による届出書を営業所の所在地を管轄する保健所長に提出しなければならない。
- 3 前項の届出書を提出する場合は、現に受けている許可証の写しを提出しなければならない。

- (検査)
- 第11条 施行令第5条第1項の規定による検査命令書は、検査命令書(別記第10号様式)によるものとする。
- 2 施行令第5条第3項の規定により試験品を採取するときの数量は、別表第1のとおりとする。

- (検査の申請)
- 第12条 施行規則第28条第1項の規定による申請書は、検査申請書(別記第11号様式)によらなければならない。
- 2 前項の申請書には、検査命令書の写しを添付しなければならない。

- (食品衛生管理者)
- 第13条 施行規則第49条第1項の規定による届出書は、食品衛生管理者設置(変更)届出書(別記第12号様式)によらなければならない。

- (食品衛生責任者等)
- 第14条 許可を受けた業者は、条例別表第1第1項第8号ア又は同項第9号アの規定により、食品衛生責任者又は自家製ソーセイ食品衛生責任者(以下この項において「食品衛生責任者等」という。)を設置したときは、その日から

(乳牛等の疾病の届出)
第13条 乳搾取業者は、搾乳の用に供する牛又は山羊が乳及び乳製品の成分規格等に関する省令(昭和26年厚生省令第52号)別表の1に掲げる疾病にかかり、又はその疑いがある場合は速やかにその旨を保健所長に届け出なければならない。

15日以内に、その旨を営業所の所在地を管轄する保健所長に届け出なければならない。食品衛生責任者等を変更したときも同様とする。
2 前項の規定による届出は、別記第13号様式による届出書により行わなければならない。
3 第1項の規定による届出を行う者は、食品衛生責任者又は自家製ソーセイジ食品衛生責任者の氏名及びその資格を証する書類を同項の届出書の提出時に提示しなければならない。

(乳牛等の疾病の届出)
第15条 乳搾取業者は、搾乳の用に供する牛又は山羊が乳及び乳製品の成分規格等に関する省令(昭和26年厚生省令第52号。以下「乳等省令」という。)別表第1号に掲げる疾病にかかり、又はその疑いがある場合は速やかにその旨を保健所長に届け出なければならない。

(水道水以外の水の基準)
第16条 条例別表第1第1項第7号イに規定する水道水以外の水(以下「水道水以外の水」という。)の基準は、別表第2のとおりとする。
2 乳等省令及び食品、添加物等の規格基準(昭和34年厚生省告示第370号)において水道水以外の水の基準が定められているものにあつては、前項の規定にかかわらずその基準によらなければならない。

(提出書類の部数)
第17条 法、施行令、施行規則及び条例の規定により、知事に提出する書類は、正本1通及び副本1通とし、すべて営業所の所在地を管轄する保健所長を経由して提出しなければならない。ただし、和歌山県地方機関事務委任規則(昭和63年和歌山県規則第20号)第4条の規定により保健所長へ委任された事務に係る書類は、正本1通とする。

別表第1及び別表第2を削る。

別記第1号様式及び別記第2号様式を次のように改める。

別記第1号様式 (第3条、第4条関係)

年 月 日

整理番号:

和歌山県 保健所長 様

※申請者、届出者による記載は不要です。

営業許可申請書・営業届 (新規、継続)

食品衛生法 (昭和22年法律第233号) 第55条第1項 (第57条第1項) の規定に基づき次のとおり関係書類を提出します。

以下の情報は官民データ活用推進基本法 (平成28年法律第103号) の目的に沿って、原則オープンデータとして公開されます。申請者又は届出者の氏名等のオープンデータに不都合がある場合は、右の欄にチェックしてください。		<input type="checkbox"/>	
① 申請者・届出者情報	郵便番号:	電話番号:	FAX番号:
	電子メールアドレス:	法人番号:	
	申請者・届出者住所 (法人にあつては、所在地)		
	(ふりがな)	(生年月日)	
	申請者・届出者氏名 (法人にあつては、その名称及び代表者の氏名)	年 月 日生	
② 営業施設情報	郵便番号:	電話番号:	FAX番号:
	電子メールアドレス:		
	施設の所在地		
	(ふりがな)		
	施設の名称、屋号又は商号		
	(ふりがな)	資格の種類	食管・食監・調・製・栄・船舶・と畜・食鳥
	食品衛生責任者の氏名 <small>※合成樹脂が使用された器具又は容器包装を製造する営業者を除く。</small>	受講した講習会	講習会名称
	主として取り扱う食品、添加物、器具又は容器包装		自由記載
	自動販売機の型番	業態	
	衛生管理の取組の種別	<input type="checkbox"/> 食品衛生上の危害の発生を防止するために特に重要な工程を管理するための取組 <input type="checkbox"/> 食品の特性に応じた取組	
③ 業種に応じた情報	食品衛生法第8条に規定する指定成分等含有食品を取り扱う施設		<input type="checkbox"/>
	輸出する食品を取り扱う施設		<input type="checkbox"/>
④ 営業届出	営業の形態		備考
	1		
	2		
	3		
⑤ 担当者	(ふりがな)	電話番号	
	担当者氏名		

⑥申請者・届出者情報	食品衛生法第55条第2項関係		該当には <input checked="" type="checkbox"/>
	(1)	食品衛生法又は同法に基づく処分に違反して刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過していないこと。	<input type="checkbox"/>
	(2)	食品衛生法第59条から第61条までの規定により許可を取り消され、その取消しの日から起算して2年を経過していないこと。	<input type="checkbox"/>
	(3)	法人であって、その業務を行う役員のうち(1)又は(2)のいずれかに該当する者があるもの。	<input type="checkbox"/>
⑦営業施設情報	食品衛生法施行令 (昭和28年政令第229号) 第13条に規定する食品又は添加物 <input type="checkbox"/> ①全粉乳 (容量が1,400グラム以下である缶に収められたもの) <input type="checkbox"/> ②加糖粉乳 <input type="checkbox"/> ⑤魚肉ハム <input type="checkbox"/> ⑧食用油脂 (脱色又は脱臭の過程を経て製造されるもの) <input type="checkbox"/> ③調製粉乳 <input type="checkbox"/> ⑥魚肉ソーセージ <input type="checkbox"/> ⑨マーガリン <input type="checkbox"/> ⑪添加物 (食品衛生法第13条第1項の規定により規格が定められたもの) <input type="checkbox"/> ④食肉製品 <input type="checkbox"/> ⑦放射線照射食品 <input type="checkbox"/> ⑩ショートニング		
	(ふりがな)	資格の種類	
	食品衛生管理者の氏名 ※「食品衛生管理者選任(変更)届」も別途必要	受講した講習会	講習会名称 年 月 日
	水道水の種類 ① 水道水 (<input type="checkbox"/> 水道水 <input type="checkbox"/> 専用水道 <input type="checkbox"/> 簡易専用水道) ② <input type="checkbox"/> ①以外の飲用に適する水	自動車登録番号※自動車において調理をする営業の場合	
⑧業種に応じた情報	飲食店のうち簡易飲食店営業の施設	<input type="checkbox"/>	生食用食肉の加工又は調理を行う施設 <input type="checkbox"/>
	ふぐの処理を行う施設	<input type="checkbox"/>	
	(ふりがな) ふぐ処理者氏名	認定番号等	
⑨添付書類	<input type="checkbox"/> 施設の構造及び設備を示す図面 (事業譲渡の場合は省略可)	<input type="checkbox"/>	
	<input type="checkbox"/> (飲用に適する水使用の場合) 水質検査の結果	<input type="checkbox"/>	
	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
⑩事業譲渡	営業を譲り受けたことを証する旨		
⑪営業許可業種	許可番号及び許可年月日	営業の種類	備考
	1	年 月 日	
	2	年 月 日	
	3	年 月 日	
	4	年 月 日	
備考			

(注)

- 1 食品衛生法第55条第1項の規定による申請の場合は、①から③まで及び⑤から⑩までの項目を記入すること。
- 2 ⑩の項目のうち「許可番号及び許可年月日」は、許可の有効期間満了に際し引き続き同一の営業の許可を受けようとする場合に記入すること。
- 3 食品衛生法第57条第1項の規定による届出の場合は、①から⑤までの項目を記入すること。
- 4 営業施設が、輸出する食品を取り扱う施設の場合、この様式に記入された情報は、国の事務に必要な限度において、輸出時の要件確認等のために使用される。

別記第2号様式 (第5条関係)

許可番号:
整理番号:

営業許可証

営業者氏名 _____

(法人の場合は、その名称及び住所)

付けで申請のあった営業については、
食品衛生法 (昭和22年法律第233号) 第55条第1項
の規定により、次のとおり許可します。

許可年月日:

保健所長

記

1. 営業所の所在地 _____
2. 営業の種類 _____
3. 営業所の名称
屋号又は商号 _____
4. 有効期間 _____ から _____ まで
5. 備考 _____

別記第3号様式中「第5条関係」を「第6条関係」に、「食品営業許可証再交付申請書」を「営業許可証再交付申請書」に、「第5条第2項」を「第4条第2項」に、「食品営業許可証」を「営業許可証」に改める。

別記第4号様式中「第6条関係」を「第7条関係」に、「食品営業許可証返納届出書」を「営業許可証返納届出書」に、「第6条第3項」を「第5条第3項」に、「食品営業許可証」を「営業許可証」に改める。

別記第5号様式から別記第13号様式までを削り、別記第4号様式の次に次の5様式を加える。

別記第5号様式 (第8条関係)

年 月 日

整理番号:

和歌山県 保健所長 様

※申請者、届出者による記載は不要です。

地位承継届

下記のとおり、営業者の地位を承継 (相続・合併・分割) したので、食品衛生法 (昭和22年法律第233号) 第56条第2項 (第57条第2項において準用する同法第56条第2項) の規定に基づき届け出ます。

以下の情報は官民データ活用推進基本法 (平成28年法律第103号) の目的に沿って、原則オープンデータとして公開されます。申請者又は届出者の氏名等のオープンデータに不都合がある場合は、右の欄にチェックしてください。			□
① 地位を承継する者の情報	郵便番号:	電話番号:	FAX番号:
	電子メールアドレス:		法人番号:
	届出者住所 ※法人にあっては、所在地		
	(ふりがな)		生年月日 年 月 日生
	届出者氏名 ※法人にあっては、その名称及び代表者の氏名		被相続人との続柄
② 被相続人	郵便番号:	電話番号:	FAX番号:
	電子メールアドレス:		
	被相続人の氏名	(ふりがな)	
	被相続人の住所		
	相続開始年月日	年 月 日	
	添付書類	<input type="checkbox"/> 戸籍謄本 又は <input type="checkbox"/> 法定相続情報一覧図の写し <input type="checkbox"/> 同意書 (相続人が二人以上いる場合)	
③ 合併により消滅した法人	郵便番号:	電話番号:	FAX番号:
	電子メールアドレス:		法人番号:
	合併により消滅した法人の名称及び代表者氏名	(ふりがな)	
	合併により消滅した法人の所在地		
	合併年月日	年 月 日	
	添付書類	<input type="checkbox"/> 登記事項証明書 (合併後存続する法人又は設立された法人の登記事項証明書)	
④ 分割前の法人	郵便番号:	電話番号:	FAX番号:
	電子メールアドレス:		法人番号:
	分割前の法人の名称及び代表者の氏名	(ふりがな)	
	分割前の法人の所在地		
	分割年月日	年 月 日	
	添付書類	<input type="checkbox"/> 登記事項証明書 (分割により営業を承継した法人の登記事項証明書)	

⑤ 営業施設情報	郵便番号：	電話番号：	FAX 番号：
	電子メールアドレス：		
	施設の所在地		
	(ふりがな)		
	施設の名称、屋号、商号		
	許可番号及び許可年月日	営業の種類	備考
	番号 年 月 日		
	番号 年 月 日		
	番号 年 月 日		
	番号 年 月 日		
⑤ 営業施設情報	郵便番号：	電話番号：	FAX 番号：
	電子メールアドレス：		
	施設の所在地		
	(ふりがな)		
	施設の名称、屋号、商号		
	許可番号及び許可年月日	営業の種類	備考
	番号 年 月 日		
	番号 年 月 日		
	番号 年 月 日		
	番号 年 月 日		
⑤ 営業施設情報	郵便番号：	電話番号：	FAX 番号：
	電子メールアドレス：		
	施設の所在地		
	(ふりがな)		
	施設の名称、屋号、商号		
	許可番号及び許可年月日	営業の種類	備考
	番号 年 月 日		
	番号 年 月 日		
	番号 年 月 日		
	番号 年 月 日		
備考			

(注)

- 1 相続による承継の場合は、①、②及び⑤の項目を記入すること。
- 2 合併による承継の場合は、①（「被相続人との続柄」の欄を除く。）、③及び⑤の項目を記入すること。
- 3 分割による承継の場合は、①（「被相続人との続柄」の欄を除く。）、④及び⑤の項目を記入すること。
- 4 ⑤の営業施設情報のうち「許可番号及び許可年月日」の欄は、許可営業者の地位を承継した場合のみ記入すること。
- 5 承継する営業施設が、輸出する食品を取り扱う施設の場合、この様式に記入された情報は、国の事務に必要な限度において、輸出時の要件確認等のために使用される。

別記第6号様式 (第9条関係)

年 月 日

整理番号:

※申請者、届出者による記載は不要です。

和歌山県 保健所長 様

営業許可申請書・営業届 (変更)

食品衛生法施行規則 (昭和23年厚生省令第23号) 第71条の規定に基づき次のとおり関係書類を提出します。

以下の情報は官民データ活用推進基本法 (平成28年法律第103号) の目的に沿って、原則オープンデータとして公開されます。申請者又は届出者の氏名等のオープンデータに不都合がある場合は、右の欄にチェックしてください。		<input type="checkbox"/>	
① 申請者・届出者情報	郵便番号:	電話番号:	FAX番号:
	電子メールアドレス:	法人番号:	
	申請者・届出者住所 (法人にあっては、所在地)		
	(ふりがな)	(生年月日)	
	申請者・届出者氏名 (法人にあっては、その名称及び代表者の氏名)	年 月 日生	
② 営業施設情報	郵便番号:	電話番号:	FAX番号:
	電子メールアドレス:	施設の所在地	
	(ふりがな)	施設の名称、屋号又は商号	
	(ふりがな)	資格の種類	食管・食監・調・製・栄・船舶・と畜・食鳥
③ 営業施設情報	食品衛生責任者の氏名 <small>※合成樹脂が使用された器具又は容器包装を製造する営業者を除く。</small>	受講した講習会	講習会名称 年 月 日
	主として取り扱う食品、添加物、器具又は容器包装	自由記載	
	自動販売機の型番	業態	
	衛生管理の取組の種類	<input type="checkbox"/> 食品衛生上の危害の発生を防止するために特に重要な工程を管理するための取組 <input type="checkbox"/> 食品の特性に応じた取組	
	④ 業種に応じた情報	食品衛生法第8条に規定する指定成分等含有食品を取り扱う施設	<input type="checkbox"/>
	輸出する食品を取り扱う施設	<input type="checkbox"/>	
⑤ 営業届出	営業の形態		備考
	1		
	2		
	3		
⑥ 担当者	(ふりがな)	電話番号	
	担当者氏名		

⑦申請者・届出者情報	食品衛生法第55条第2項関係		該当には <input checked="" type="checkbox"/>	
	(1)	食品衛生法又は同法に基づく処分に違反して刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過していないこと。	<input type="checkbox"/>	
	(2)	食品衛生法第59条から第61条までの規定により許可を取り消され、その取消しの日から起算して2年を経過していないこと。	<input type="checkbox"/>	
	(3)	法人であって、その業務を行う役員のうちに(1)又は(2)のいずれかに該当する者があるもの。	<input type="checkbox"/>	
⑧営業施設情報	食品衛生法施行令(昭和28年政令第229号)第13条に規定する食品又は添加物	<input type="checkbox"/> ①全粉乳(容量が1,400グラム以下である缶に取められたもの) <input type="checkbox"/> ②加糖粉乳 <input type="checkbox"/> ⑤魚肉ハム <input type="checkbox"/> ⑧食用油脂(脱色又は脱臭の過程を経て製造されるもの) <input type="checkbox"/> ③調製粉乳 <input type="checkbox"/> ⑥魚肉ソーセージ <input type="checkbox"/> ⑨マーガリン <input type="checkbox"/> ⑩添加物(食品衛生法第13条第1項の規定により規格が定められたもの) <input type="checkbox"/> ④食肉製品 <input type="checkbox"/> ⑦放射線照射食品 <input type="checkbox"/> ⑩ショートニング		
	(ふりがな)	資格の種類		
	食品衛生管理者の氏名 ※「食品衛生管理者選任(変更)届」も別途必要	受講した講習会	講習会名称	年 月 日
	水道水の種類	自動車登録番号※自動車において調理をする営業の場合		
	① 水道水 (<input type="checkbox"/> 水道水 <input type="checkbox"/> 専用水道 <input type="checkbox"/> 簡易専用水道) ② <input type="checkbox"/> ①以外の飲用に適する水			
⑨業種に応じた情報	飲食店のうち簡易飲食店営業の施設	<input type="checkbox"/>	生食用食肉の加工又は調理を行う施設	<input type="checkbox"/>
	ふぐの処理を行う施設			<input type="checkbox"/>
	(ふりがな)	ふぐ処理者氏名	認定番号等	
⑩添付書類	<input type="checkbox"/> 施設の構造及び設備を示す図面	<input type="checkbox"/>		
	<input type="checkbox"/> (飲用に適する水使用の場合) 水質検査の結果	<input type="checkbox"/>		
	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
⑪営業許可業種	許可番号及び許可年月日	営業の種類	備考	
	1	年 月 日		
	2	年 月 日		
	3	年 月 日		
	4	年 月 日		
備考				

(注)

- 1 ⑦から⑩までの項目については、許可業者のみ記載すること。
- 2 ⑤の項目については、届出業者のみ記載すること。
- 3 ③、④及び⑦から⑩までの項目については変更がある項目のみ記入し、項目名に○を付すこと。
- 4 営業施設が、輸出する食品を取り扱う施設の場合、この様式に記入された情報は、国の事務に必要な限度において、輸出時の要件確認等のために使用される。

別記第7号様式 (第10条関係)

年 月 日

整理番号:

和歌山県 保健所長 様

※申請者、届出者による記載は不要です。

営業許可申請書・営業届 (廃業)

食品衛生法施行規則 (昭和23年厚生省令第23号) 第71条の2の規定に基づき次のとおり関係書類を提出します。

以下の情報は官民データ活用推進基本法 (平成28年法律第103号) の目的に沿って、原則オープンデータとして公開されます。申請者又は届出者の氏名等のオープンデータに不都合がある場合は、右の欄にチェックしてください。			□
① 申請者・届出者情報	郵便番号:	電話番号:	FAX番号:
	電子メールアドレス:		法人番号:
	申請者・届出者住所 ※法人にあつては、所在地		
	(ふりがな)	(生年月日)	
	申請者・届出者氏名 ※法人にあつては、その名称及び代表者の氏名		年 月 日生
② 営業施設情報	郵便番号:	電話番号:	FAX番号:
	電子メールアドレス:		
	施設の所在地		
	(ふりがな)	施設の名称、屋号又は商号	
③ 営業届出	営業の形態		備考
	1		
	2		
	3		
④ 廃業年月日			
⑤ 担当者	(ふりがな)	電話番号	
	担当者氏名		
⑥ 営業施設情報	自動車登録番号 ※自動車において調理をする営業の場合		
⑦ 営業許可業種	許可番号及び許可年月日	営業の種類	備考
	1	年 月 日	
	2	年 月 日	
	3	年 月 日	
	4	年 月 日	
備考			

(注)

- 1 ③の項目については、届出業者のみ記載すること。
- 2 ⑥及び⑦の項目については、許可業者のみ記載すること。

別記第8号様式 (第11条関係)

検査申請書

年 月 日

和歌山県 保健所長 様

申請者住 所

ふりがな

氏 名

〔法人にあつては、主たる事務所の所在地、
名称及び代表者の氏名〕

食品衛生法 (昭和 22 年法律第 233 号) 第 26 条第 1 項の規定による検査を受けたい
ので、次のとおり申請します。

製 品 の 名 称	
製造所又は加工所の名称及び所在地	
製品の製造又は加工の年月日	
申 請 数 量	
備 考	

注 用紙の大きさは、日本産業規格 A 列 4 番とする。
添付書類 検査命令書の写し

別記第9号様式 (第12条関係)

年 月 日

整理番号:

和歌山県 保健所長 様

※申請者、届出者による記載は不要です。

食品衛生管理者選任 (変更) 届

下記のとおり、食品衛生管理者を選任 (変更) したので、食品衛生法 (昭和22年法律第233号) 第48条第8項の規定により届け出ます。

届出者情報	郵便番号:	電話番号:	FAX番号:
	電子メールアドレス:		法人番号:
	届出者住所 ※法人にあつては、所在地		
	(ふりがな)		
届出者氏名 ※法人にあつては、その名称及び代表者の氏名			年 月 日生
施設情報	施設の所在地		
	(ふりがな)		
	施設の名称、屋号又は商号		
食品衛生法施行令 (昭和28年政令第229号) 第13条に規定する食品又は添加物	<input type="checkbox"/> ①全粉乳 (容量が1,400グラム以下である缶に取められたもの) <input type="checkbox"/> ②加糖粉乳 <input type="checkbox"/> ⑤魚肉ハム <input type="checkbox"/> ⑧食用油脂 (脱色又は脱臭の過程を経て製造されるもの) <input type="checkbox"/> ③調製粉乳 <input type="checkbox"/> ⑥魚肉ソーセージ <input type="checkbox"/> ⑨マーガリン <input type="checkbox"/> ⑩添加物 (食品衛生法第13条第1項の規定により規格が定められたもの) <input type="checkbox"/> ④食肉製品 <input type="checkbox"/> ⑦放射線照射食品 <input type="checkbox"/> ⑩ショートニング		
食品衛生管理者情報	氏名	(ふりがな)	
		年 月 日生	
	住所		
	職名		
	職種		
	職務内容		
選任(変更) 年月日	年 月 日		
備考	添付書類	<input type="checkbox"/> 履歴書 <input type="checkbox"/> 資格等を証する書面 <input type="checkbox"/> 営業者に対する関係を証する書面	
	(ふりがな)	電話番号	
	担当者 氏名		

(注) この様式を別記第1号様式又は別記第6号様式と同時に提出する場合は、届出者情報及び施設情報の記入を省略することができる。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現にあるこの規則による改正前の様式による用紙は、当分の間、これを取り繕って使用することができる。